

体育館と軽運動室の 使用制限を変更します

6月1日(月)から、長井市の屋内スポーツ施設の使用が再開しています。当面の間は、市の新型コロナウイルス感染症対策に従い、**下記の条件付きでの貸出**となります。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。



《利用条件:ふらりの場合》 ※11月24日～

- ①利用者は、氏名・住所・連絡先・利用内容・利用者名簿をご提出ください。
- ②長井市が定める貸出条件をクリアしていること。
※長井市のスポーツ施設の貸出条件は以下の通りです。
- ③利用可能人数の目安 (スポーツ、軽運動での使用の場合)

体育館 100人以下
(片面使用の場合は50人以下)

テニスコート 人数制限なし

軽運動室 20人以下

【貸出条件】

※長井市教育委員会生涯スポーツ課(6月17日)

- 1.利用(代表)者は、「氏名・住所・連絡先・利用内容・利用人数(名簿等)」を提出すること。
- 2.利用者は、施設管理者が定める利用条件を満たしていること。
- 3.新型コロナウイルス感染症対策のため、利用に際して個人情報の提供を承諾できること。
- 4.児童生徒の利用は、学校部活動等の方針、スポーツ少年団の方針に準じた利用とする。
- 5.各施設を団体で利用する場合は、使用許可申請書とともに、団体名簿を提出のうえ、活動日毎に団体内で活動参加者の健康チェックを行うこと。また、健康チェック表は施設管理者の指示・要請に従い、いつでも提出できるようにすること。